

募集型企画旅行旅行条件書（抜粋）

この旅行は、一般社団法人 氷見市観光協会（富山県知事登録旅行業第3-275号、以下「当社」といいます）が企画募集する旅行であり、当旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。旅行契約の内容・条件は、旅行募集パンフレット、または出発前にお渡しする旅行日程表及び当社旅行業約款によります。

●旅行代金に含まれるもの

航空、船舶、鉄道、送迎バスなど旅行パンフレット記載の旅行日程に明示した利用交通機関の運賃、航空保険料、旅行パンフレット記載の旅行日程に明示した観光バス料金、ガイド料金、入場料、宿泊料金、食事料金などです。なお、これらの費用はお客様の都合により一部ご利用にならなくても、原則として払戻しいたしません。

●旅行代金に含まれないもの

超過手荷物運搬料金、クリーニング代、電報電話料など個人的性質の諸費用及びそれらに伴う税・サービス料、傷害・疾病に関する医療費、自宅から集合場所（出発地）までの交通費、宿泊費、お一人部屋を使用する場合の追加料金など。

●旅行契約

店頭での申込または電話・電子メール・ファクシミリなどの通信契約による旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾する旨をお知らせした場合にまたは、当社がその通知を発したときに成立し、当社が電子メール・ファクシミリ等の電子承諾通知により通知する場合は、その通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

お申し込み時に未成年の方は、原則として親権者の同意書が必要となります。15歳未満の方は、特定のコースを除き、父兄または保護者の同行を条件とします。

●旅行代金のお支払いについて

旅行代金は、旅行開始日の出発時間までに全額お支払い下さい。

●取消料

募集型企画旅行契約

イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目（日帰り旅行にあつては十日目）に当たる日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の30%以内
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
ニ 旅行開始当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内

●団体・グループ契約

当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

（契約責任者）

当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。

- 2 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- 3 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 4 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

●当社の責任

当社はお客様が下記の例示するような事由により、損害を被られた場合において、当社は責

任を負いません。1. 天災地変、戦乱、暴動、運輸・宿泊機関等の事故や火災、伝染病による隔離らによって生ずる旅行日程の変更、もしくは旅行中止。2. 自由行動中の事故、透析中の医療事故、食中毒、盗難、運輸機関の遅滞普通、経路の変更により生ずる日程の変更・滞在時間の短縮等。

●旅程保証

当社は、次に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に次に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。但し、次に掲げる事由による変更は、この限りではありません。①天災地変、②戦乱、③暴動、④官公署の命令、⑤運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、⑥当初の運行計画によらない運送サービスの提供、⑦旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置。

●変更補償金

①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更（旅行開始前1.5%、旅行開始後3.0%）②入場する観光地又は観光施設その他目的地の変更（同1.0%、同2.0%）③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（同1.0%/同2.0%）④運送機関の種類又は会社名の変更（同1.0%、同2.0%）⑤宿泊機関の種類又は名称の変更（同1.0%、同2.0%）⑥宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更（同1.0%、同2.0%）⑦前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更（同2.5%、同5.0%）（注）「旅行開始前」とは、当該変更を旅行開始日の前日迄に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、旅行開始当日以降に通知した場合をいいます。

当社は、当社の旅行業約款により、お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害については一定の範囲で補償させていただきますが、より一層安心してご旅行いただくため、お客様自身でも旅行傷害保険に加入されますようお願いいたします。

●個人情報の取扱いについて

当社は、お申しいただいた旅行の手配のために、運送・宿泊機関及び手配代行者（必要な場合に限り）に対し、お客様の氏名、住所、電話、年齢などを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿

泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社及び販売店では（1）会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、（2）旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、（3）アンケートのお願い、（4）特典サービスの提供、（5）統計資料の作成、に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。